

別紙4【保険会社向けの総合的な監督指針】新旧対照表

改正案	現 行
<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-1 意義</p> <p>(略)</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 代表取締役</p> <p>(略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。</u></p> <p>⑩ <u>取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則(以下「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、社団法人日本アクチュアリー会(以下「アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資</u></p>	<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-1 意義</p> <p>(略)</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 代表取締役</p> <p>(略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <div data-bbox="1131 783 2063 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ⑧については、平成18年2月28日公表「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」〔金融機関の取締役の資質規定について〕により新設予定。</p> </div> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</u></p> <p>⑪ <u>取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 保険計理人</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険計理人は、保険料の算出方法等の保険数理に関する事項について、法令等に則り<u>適切に関与しているか</u>。また、そのために必要な情報について、<u>関連する社内会議への出席等により各関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる等保険計理人としての職務を十分に果たしているか。</u></p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか</u>。特に新契約伸展率や事業費、資産運用状況等の将来推計に必要な前提については、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。</p> <p>⑦ <u>保険計理人は、第73条第1項第2号に規定する金額が健全な保険数理に基づき金融庁長官の定めるところにより積み立てられているか</u>につい</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 保険計理人</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険計理人は、保険料の算出方法等の保険数理に関する事項について、法令等に則り関与しているか。また、そのために必要な情報について、各関連部門より報告を受けているか。</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>生命保険会社の保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか</u>。特に新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。</p> <p>⑦ <u>保険業法施行規則（以下「規則」という。）第77条に規定する規則第76条第1号に掲げる保険契約に係る「保険数理に関する事項」について</u></p>
--	---

て、法令等に則り適切に確認しているか。

⑧ (略)

II-2-1-4 経理処理

(1) 将来収支分析について

保険計理人が法第121条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

(2) 保険計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な保険数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、保険会社の将来収支分析に係る意見書に関して保険計理人から説明を求める場合、並びに経営者から同意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。

① 保険会社の保険計理人が、法第121条の規定に基づく確認業務にお

は、以下の取扱いとなっているか。

イ 規則第77条第1号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とは、
保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る積立
保険料の算出をいうものとすること。

ロ 規則第77条第2号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とは、
保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る払戻
積立金の算出をいうものとすること。

⑧ (略)

II-2-1-4 経理処理

(1) 将来収支分析について

生命保険会社の保険計理人が法第121条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

(2) 生命保険会社の保険計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な保険数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、生命保険会社の将来収支分析に係る意見書に関して保険計理人から説明を求める場合、並びに経営者から同意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。

① 生命保険会社の保険計理人が、法第121条の規定に基づく確認業務

いて金融庁長官が認定した基準（以下「実務基準」という。）に則って適切に確認しているか。

②（同左）

③ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更がただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

④ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第69条第5項又は規則第70条第3項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。

(3)～(5)（同左）

(6) 価格変動準備金の取崩し

保険会社における価格変動準備金の取崩額については、当該取崩額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額（以下「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、法第115条第2項ただし書に基づき金

において金融庁長官が認定した基準（以下「実務基準」という。）に則って適切に確認しているか。

②（略）

③ 将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更がただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

④ 将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第69条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。

(3)～(5)（略）

(6) 価格変動準備金の取崩し

保険会社における価格変動準備金の取崩しについて、法第115条第2項ただし書の規定による認可を受けようとする場合は、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。この場合において、当該合計額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額（以下「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利

融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

なお、損害保険会社における価格変動準備金の取崩額については、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。

また、保険会社における価格変動準備金の取崩額は、前期末残高を超えないものとなっていること。

(7) ~ (12) (略)

(13) 出再支払備金の開示

規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める支払備金（以下「既発生未報告損害支払備金」という。）の金額を平成10年大蔵省告示第234号（以下（13）において「告示」という。）第2条第3項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができること。

出再既発生未報告損害支払備金
＝正味既発生未報告損害支払備金

益の額（以下「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、当該超える額については、法第115条第2項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

ただし、価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の前期末残高を超えないものとなっていること。

(7) ~ (12) (略)

(13) 出再支払備金の開示

規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める支払備金（以下「既発生未報告損害支払備金」という。）の金額を平成10年大蔵省告示第234号（以下（13）において「告示」という。）第2条第1項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができること。

× 出再普通支払備金 / 正味普通支払備金

① (削除)

② (削除)

(14) ~ (18) (略)

(19) 損害保険会社の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項

- ① 平成10年6月8日大蔵省告示第234号(以下(19)において「告示」という。)第2条第1項に規定する保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づく支払備金(以下「IBNR備金」という。)にかかる計算単位の設定及び同条同項各号の分類に当たっては、以下の点に留意すること。

① 告示別表中「要積立額 a」が「要積立額 b」を上回る場合は、次の算式により計算した金額。

$$\begin{aligned} & \text{出再既発生未報告損害支払備金} \\ & = \text{正味既発生未報告損害支払備金} \\ & \quad \times \text{出再普通支払備金 / 正味普通支払備金} \end{aligned}$$

② 告示別表中「要積立額 b」が「要積立額 a」を上回る場合は、次の算式により計算した出再既経過保険料に同別表に定める割合を乗じた金額。

$$\begin{aligned} & \text{出再既経過保険料} \\ & = \text{対象事業年度の出再正味保険料} \\ & \quad + \text{対象事業年度の前事業年度の出再未経過保険料} \\ & \quad - \text{対象事業年度の出再未経過保険料} \end{aligned}$$

ただし、対象事業年度の前事業年度の出再未経過保険料及び対象事業年度の出再未経過保険料については、上記(12)に定める出再未経過保険料の金額とする。

(14) ~ (18) (略)

(新設)

イ 告示第2条第1項に定める計算単位は、保険種類ごとに、国内元受契約、海外元受契約、国内受再契約及び海外受再契約の引受区分ごととする。なお、保険金支払等の特性により合理的な理由がある場合は、計算単位をさらに細分化することができるものとする。

ロ 告示第2条第1項第1号に規定する「保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる計算単位」は、対象事業年度の前事業年度までの直近3事業年度における当該事業年度の支払保険金に対する当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払保険金の占める割合の平均値が90%未満となる場合等における計算単位を指すものとする。この場合において、国内受再契約については、国内元受契約の結果を準用できるとし、国内受再契約のうち国内元受契約の結果が準用できない場合及び海外契約については、保険事故発生年度に代えて保険引受年度を用いて計算することができるものとする。なお、支払保険金の計算においては再保険による回収額を控除しない。

ハ 告示第2条第1項第2号に規定する「重要性がないと認められる計算単位」は、次の算式により計算した割合の対象事業年度の前事業年度までの直近3事業年度の平均値が1%未満となる場合等を指すものとする。ただし、国内元受契約以外は保険事故発生年度に代えて保険引受年度を用いて計算することができるものとする。なお、支払保険金の計算においては再保険による回収額を控除しない。

(計算単位における当該事業年度の支払保険金のうち、当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払保険金を除いた額) / (当該事業年度における支払保険金の合計額(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る支払保険金を除く。))のうち、当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払

保険金を除いた額)

② IBNR備金の金額の計算に当たっては、以下の点に留意すること。

イ 保険金の支払特性により合理的な理由がある場合は、計算単位を通算することができるものとする。

ロ 国内元受契約以外の保険契約について、保険事故発生年度別の支払保険金等の把握が困難な場合にあっては、保険事故発生年度別の支払保険金等に代えて保険引受年度別の支払保険金等を用いて計算することができるものとする。

Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

(略)

(2) 定期的なヒアリング

オフサイトモニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

①～② (同左)

③ 保険計理人ヒアリング

毎決算期において、保険計理人に対して法第121条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立や契約者配当、事業継続基準に関する事項及び支払備金の見積りに関する意見を聴取することとする。

Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

(略)

(2) 定期的なヒアリング

オフサイトモニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

①～② (略)

③ 保険計理人ヒアリング

毎決算期において、保険計理人に対して法第121条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立や契約者配当、事業継続基準 (生命保険会社の保険計理人に限る。)に関する意見を聴取することとする。

IV. 保険商品審査上の留意点等

IV-1 ~ IV-4 (同左)

IV-5 保険数理

IV-5-1 ~ IV-5-5 (略)

IV-5-6 参考純率改定への対応

純率の算出に参考純率を用いている保険商品において、その参考純率の改定について損害保険料率算出団体に関する法律第9条の2第3項に定める通知を受けた日から1年以内にその使用している純率を新たな参考純率に基づいて改定しない場合には、その使用している純率は参考純率を基礎としておらず、自社独自の料率とみなされることから、引き続き使用する純率の合理性・妥当性について、法第128条に基づく報告または資料の提出を求めるものとする。

VI. 日本アクチュアリー会関係

VI-1-1 監督に当たったの基本的考え方

(1) 意義

アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり (以下同左)

IV. 保険商品審査上の留意点等

IV-1 ~ IV-4 (略)

IV-5 保険数理

IV-5-1 ~ IV-5-5 (略)

(新設)

VI. 日本アクチュアリー会関係

VI-1-1 監督に当たったの基本的考え方

(1) 意義

社団法人日本アクチュアリー会 (以下「アクチュアリー会」という。)は、アクチュアリーの専門職団体であり (以下略)